



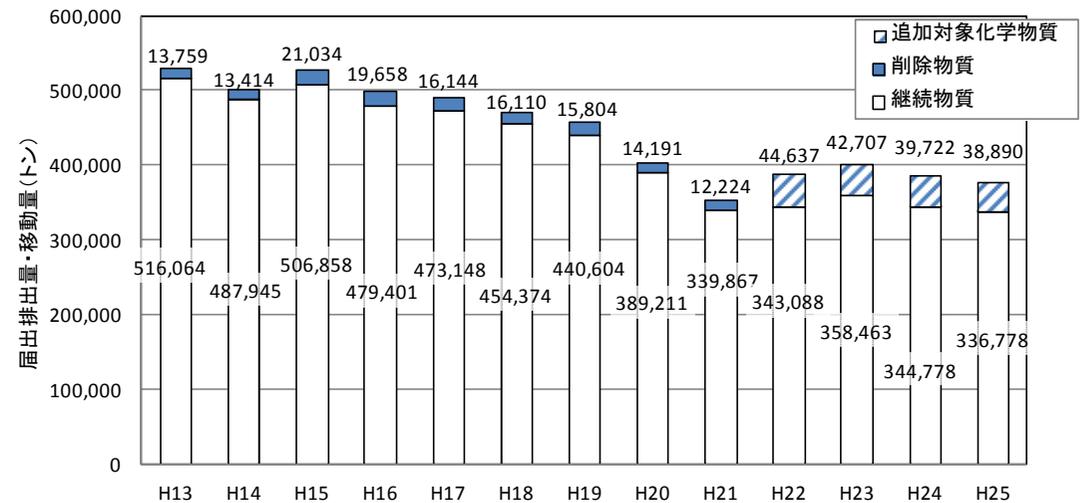
PRTR制度運用・データ活用事業

平成28年度要求額
148百万円（134百万円）

背景・目的

- 化学物質排出把握管理促進法（化管法）に基づくPRTR制度は、これまでの「規制的手法」に代わる「情報的手法」として、環境汚染の未然防止と事業者の自主的な化学物質管理の促進に効果を上げてきたが、制度の定着に伴い、一層の対策の推進が重要。
- また、化学物質対策の国際目標であるWSSD* 2020年目標達成に向け、国際的な動向を踏まえた制度改正についても検討が必要。
- さらに近年、PRTRデータのリスク評価等への活用が進んでいること等を踏まえ、データの精緻化に向けた取組も重要性を増している。
- 以上を踏まえ、今後、化管法の運用強化や制度見直しを本格化していく。

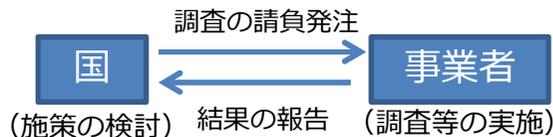
* 持続可能な開発に関する世界首脳会議



事業概要

化管法の制度見直しに関する検討	化管法が平成20年の制度見直しから7年が経過していることから、制度見直しの検討を本格化する。その際、対象物質の検討のみならず、国際的な動向を踏まえた必要な見直しについての調査・検討を行う。
届出事業者による算出方法及び国による推計方法の精度向上に関する検討	事業者が届出を行うPRTRデータの正確性や国が行っている届出外排出量の推計方法の精緻化・対象範囲の拡大といった課題に対して、化管法をより効果的かつ信頼性の高い制度とするための調査検討を実施する。
化管法の着実な運用	化管法に基づくPRTR制度の施行に必要な届出データの管理や届出外排出量の推計等について、適切かつ確実に実施していく。

事業スキーム



期待される効果

- 平成31(2019)年までに制度に係る必要な見直しを行い、WSSD 2020年目標の達成に貢献。